



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3025 号 2016.5.16 発行

### 暮らし再建 支援息長く...熊本で府内社協

読売新聞 2016年05月16日

◇要望聞き取り／ボランティア配置

熊本地震の被災地で、府内の社会福祉協議会（社協）が、災害ボランティアセンターの運営や復旧作業などの活動を続けている。地震発生から1か月となり、住まいや暮らしの再建への支援はこれからが正念場。15日に帰阪した豊中市社協のメンバーらは「息の長い支援に取り組む必要がある」などと訴えた。（小坂田基、鷲尾有司）

豊中市社協は、地元の負担を減らし、迅速な支援につなげようと、ボランティアバスの運行を企画。市内で普段からボランティア活動に取り組む社会人や大学生らに参加を呼びかけ、市社協職員を含む計29人が13日夜に出発し、車中泊を経て14日朝から熊本県の菊陽町と西原村に分かれて活動した。

豊中市で青少年の更生保護活動に取り組む白井謙吾さん（41）は、菊陽町で町役場の準備した軽トラックに乗り込み、被災した家屋のがれきなどを搬出した。一部の飲食店が営業を再開するなど少し落ち着きを取り戻しつつあるようにも見えたが、「個人の家の中は、家財道具が散乱し、ほとんど手つかずのままだった」と振り返る。

西原村でごみの分別作業を担当した京都造形芸術大1年の中岡みふねさん（18）は「体力がいる作業が多く、まだまだ人手が足りないと思った」と話した。

大阪市社協では、菊陽町に設置された災害ボランティアセンターの運営を支援。全国社協から要請を受け、4月27日以降、職員が2人ずつ現地入り。5日間ほど活動し、交代している。

現地では、屋根から落ちた瓦や倒れたブロック塀、家具の片づけなど、ボランティアへのニーズは高いが、センターの運営に加え、地元社協だけでは生活相談や被災者の声をすくい上げるのは困難な状況だったという。大阪市社協の職員は、被災者の要望を聞いたり、ボランティアの受け付け・割り振りを担当したりしている。

第1陣のメンバーとして活動した総務課の秋田大輔さん（29）は、被災地を地元の社協職員と一緒に回った。住民たちは「ボランティアセンターのことを知らない人が多い。活動がわかるビラを配ってほしい」と求める一方、顔見知りの地元社協職員に「あんたが来てくれて良かった」と声をかける人もおり、地域に密着した活動の大切さを改めて感じたという。

現段階で今月30日まで活動することが決まっているといい、大阪市ボランティア・市民活動センターの脇坂博史副所長（62）は「地域とのつながりがある地元社協の強みを生かせるよう、後方支援を続けていきたい」と話している。

### 非常時の「業務継続計画」 県と佐賀市のみ策定

佐賀新聞 2016年05月15日

熊本地震では、行政自らも被災する中、自治体の行政機能をいかに維持するかが課題として浮上した。国は自治体に対し、地震など非常時に備えた「業務継続計画（BCP）」の策定を求めてきたが、佐賀県内で実際に策定したのは、県と佐賀市にとどまっている。

県は東日本大震災などを契機に、2013年3月にBCPを策定した。佐賀、神埼の両市を東西に走る川久保断層系でマグニチュード(M)6・8、震度6強の地震が起きた場合の被害想定(死者817人、建物全壊1万7582棟)を基に、必要な業務や人員数などを洗い出した。その後、県内で想定される最大地震規模がM7・5、震度7に引き上げられたことから、見直しを検討している。

被災時に優先すべき業務は、避難所の運営や食料・生活必需品の調達に加え、被害情報の収集、医療救護班の編成、福祉施設の運営など。計画書では、これらを被災後の経過時間ごとに整理し、職員の行動マニュアルを記している。

一方、市町の策定は進んでいない。消防庁の15年の調査によると、策定済みは20市町のうち佐賀市だけ(5%)で、全国平均の37%を下回った。熊本県は45市町村のうち17市町村(38%)が策定していた。

未策定の理由として「全庁的な合意と調整が必要で時間がかかる」(鳥栖市)、「ノウハウがなかった」(伊万里市)などの事情があった。嬉野市の担当者は「策定作業中だが、熊本地震の被災地を見て想定が甘かったと感じた」と話し、練り直しを図るといふ。

国は昨年、市町村向けに手引書を作成し、佐賀県などで研修会を開いた。県消防防災課は「地域防災計画で、ある程度対応できるという考えの自治体もあるが、行政自らの被災は想定されていない。熊本地震でBCPの必要性が認識されたと思う」と指摘し、来年度までに全市町で策定するように促す。

#### ■業務継続計画(BCP)

大規模な自然災害や事故、伝染病の流行などに備え、企業や自治体が策定しておく行動計画。限られた人員や設備で最低限の業務を続ける手順や、業務の優先順位などを盛り込む。国は阪神大震災などを機に自治体に策定を求め、2015年の消防庁の調査では、全国の都道府県で89%、市町村で37%が策定している。

## 難民、貧困層の支援強化 G7教育相が共同宣言 中日新聞 2016年5月16日

岡山県倉敷市で開かれた日米欧の先進七カ国(G7)教育相会合は十五日、難民やテロ、貧困など地球規模の課題に、各国が協力して教育による解決を目指すとした共同宣言を採択し、閉幕した。欧州へのシリア難民の大量流入などを踏まえ、難民の子どもや貧困層への教育支援を強め、国際社会の安定化を図る。

会合での議論は、二十六~二十七日に開く主要国首脳会議(伊勢志摩サミット)にも反映させる。

馳浩文部科学相は閉幕後に記者会見し「教育の新しい役割について密度の濃い議論ができた。G7の協力を継続的なものになりたい」と述べた。

宣言は「国際社会の平和を守り、発展させる上で教育の役割は極めて重要」と指摘。若者の過激化を防ぎ、テロを阻止するため、民主主義、法の支配といった基本的な価値観を伝える必要性があると訴えた。

難民・移民の受け入れに当たり、文化、宗教、言語の異なる児童を指導できる教員を、各国で力を合わせて育成すると強調。障害のある児童、虐待やいじめに苦しむ子どもが、生活や仕事に必要な知識・技術を習得できるよう、差別解消にも努力すると明記した。

### ◆食品ロス減へ連携 環境相会合開幕

日米欧の先進七カ国(G7)環境相会合が十五日、富山市で開幕した。初日は資源や廃棄物の有効利用などをテーマに議論し、食べ残しや賞味期限切れなどで捨てられている食品廃棄物の削減に向け、各国の連携を強化することで一致した。最終日の十六日に「富山物質循環フレームワーク(枠組み)」としてまとめる。

昨年採択された地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」を受けた初の開催。平均気温の上昇を二度未満に抑えるための各国の取り組みを示す「長期戦略」の提出時期について、期限である二〇二〇年から前倒しを目指すことで一致した。

**社説：家庭ごみ分別／納得すれば市民は自ら動く** 河北新報 2016年05月16日

108万都市・仙台がごみの排出抑制に苦慮している。市の調査では、家庭ごみの48.1%がリサイクル可能な資源物だった。「ごみ減量・リサイクル推進」を本年度の重点施策に位置付け、取り組みを強化するという。

官民挙げてのリサイクル推進は当然のこととして、東日本大震災が市民のモラルハザード（倫理観の欠如）を招き、分別意識のたがが外れたとする当局の推断は、的を射ているだろうか。

家庭ごみに混入する資源物の割合は2010年度以降、11年3月に起きた震災を挟んで12年度まで毎年、わずかずつではあるが着実に減少してきた。増加に転じたのは13年度だ。市民に責任を転嫁するには無理がある。

市は08年10月「市民にごみ減量のインセンティブ（動機付け）を与える」として有料収集（ごみ袋販売）に踏み切っている。「ごみ減量の切り札」と言い切つての導入だったはずだ。ならば、その効果を検証する方が先決だろう。

ごみ排出量は、有料収集導入の前から09年度まで、前年比5～6%ずつ減少していた。だが翌10年度の増減率は0%。つまりインセンティブ効果は、震災を待たずして限界に達していたことになる。

あるいは収集料金を引き上げれば、再び減量へのインセンティブが働くかもしれないが、これとても効果は短期的。むしろ不法投棄が横行する危うさをはらむ。

そもそも有料収集には、税金の二重取りとの指摘がつきまどってきた。ごみ収集に代表される市民生活に最低限必要な公共サービスは、税によって公平に負担を分かち合うのが基本だからだ。

ごみ収集に受益者負担の考え方を取り入れれば、回収に手間の掛かる辺地や所得の少ない貧困層ほど負担割合が増すことになる。

市は高齢者や障害者、紙おむつを大量排出せざるを得ない乳児のいる家庭に有料ごみ袋を無料配布して負担軽減策を講じてきたと主張する。その一方で生活保護受給世帯向けには、利用頻度の疑われる粗大ごみの無料回収をもって負担軽減策としている。

この際、ちぐはぐな対応を改め、無料措置を生活困窮世帯にも拡大したらどうか。

環境省の勧めもあって今日、6割の自治体が財政メリットの大きい有料収集を導入するようになった。裏を返せば4割の自治体は、有料化の効果や税制上の適否を図りかねているとも言える。

「分別すれば負担は軽くなり、分別しなければ重くなる。有料収集は公平な仕組みだ」と当局は説明している。しかしこれでは、信賞必罰で市民を管理していると受け取られても仕方なからう。

市政運営の理念に市民協働を掲げながら、その実、強権で誘導したり、責任転嫁したりしても市民は動かない。

排出量増加・分別不徹底の原因が判然としない現状を、むしろ好機と捉えたい。ごみ減量・リサイクル推進のために、なぜ有料収集が必要だったのか、施策に改善すべき点はないのか。市は徹底検証し、説明を尽くしてほしい。納得すれば市民は自ら動く。

**社説：自殺防止計画 命を守る地域作り進めたい** 読売新聞 2016年05月16日

毎年、2万4000人超が自ら命を絶つ現状を改めることが急務だ。

全国の都道府県と市区町村が、自殺防止の計画の策定を進めている。4月に施行された改正自殺対策基本法で義務付けられたものだ。

2006年制定の基本法は、政府による自殺総合対策大綱の作成を定めているが、自治体の対策は自主性に委ねていた。このため取り組みにばらつきがあった。

改正法が全自治体に計画策定を求めたのは、自殺者の年代や職業、原因といった各地域の傾向に合わせた対策を促すのが狙いだ。

例えば、若年層の自殺が多ければ、学校での教育・啓発に重点を置く。中高年の無職者が多ければ、仕事や生活の悩みを受け止め、支援機関につなぐ体制を整える。

自治体は、自殺の背景と的確に向き合い、効果的に命を守る地域作りに知恵を絞ってほしい。

バブル崩壊後の不況下で、自殺者は1998年から14年連続で年間3万人を超えた。近年は、景気回復の影響もあり、減少傾向にあるが、それでも15年は2万4025人に上った。自殺率は先進7か国で最悪の水準にある。

自殺の原因は、経済的困窮や病気、職場や家族の問題など様々で、複合的に絡み合う例が多い。

改正法は、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と定義した。福祉や医療、雇用、生活など自治体の関係部局が連携し、民間団体とも協力することが重要だ。

大切なのは、深刻な悩みを抱える人の兆候を見逃さず、機動的に適切な支援を行うことである。

15年度に始まった生活困窮者自立支援制度では、自治体に総合的な相談窓口の設置が義務付けられた。失業や借金、孤立といった相談内容は、自殺とも密接に関連する。困窮者と自殺の対策を連動させ、相乗効果を生み出したい。

東京都足立区では、暮らしや仕事の悩みの「総合相談会」で自殺リスクの高い人を把握し、専門家が問題解決を援助している。失業中の中高年の自殺が多い傾向に対応した仕組みで、自殺者の減少に成果があったという。

政府は、地域の実態把握や自殺対策に携わる人材育成などを行う拠点を全ての都道府県と政令市に設置する方針だ。財政面も含め、自治体や民間団体をしっかりと後押しする必要がある。

5月は新入社員らが心身に不調を来しやすい時期だ。20～30歳代は「勤務問題」が原因の自殺が多い。ブラック企業対策など労働環境の改善が求められる。

## 社説：福祉職の待遇 大胆な策で悪循環断て 京都新聞 2016年05月16日

介護をはじめ福祉分野の担い手不足が深刻化している。政府は「1億総活躍プラン」に介護職員や保育士の待遇改善を盛り込む方針だが、実現しても焼け石に水だ。より大胆な策が欠かせない。

他産業が業績回復を受けて採用を増やす中、福祉分野の有効求人倍率は、京滋とも年々上昇し、京都府は2014年度に2・42倍、滋賀県は15年度に2・31倍と全産業の平均を大きく上回る。

福祉施設からは「応募が絶対的に少なく、恒常的に人不足」「近隣施設と人の取り合い」と悲鳴が上がる。オープンしたのに担い手不足で定員を埋められない施設も出てきている。事態は深刻だ。

政府は「介護離職ゼロ」「希望出生率1・8」の実現を掲げて介護施設や保育施設の整備を進めるが、担い手がなければ絵に描いた餅でしかない。

とりわけ、超高齢化が進む中で介護の担い手拡大は急務だ。厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上になる25年度には13年度の1・5倍近い担い手が必要と見込む。京都府は約1万9千人、滋賀県は約9千人の大幅増となるが、実現は容易ではない。

両府県は担い手確保へセンターを設置し、職業紹介や職場体験に力を注ぐ。卒業後に5年間勤務すれば返済が免除される修学資金を設けたり、定住外国人対象の養成研修を開いたりと躍起だが、人手不足解消には至らない。

福祉職が敬遠される主因は、待遇の悪さにある。介護職員や保育士の平均給与は月22万円と全産業の平均より11万円も低い。人が集まらないため重労働を招き、不人気に拍

車をかける悪循環に陥っている。

政府は昨年の介護報酬改定で月1万2千円の介護職員処遇改善加算を設けた。さらに「1億総活躍プラン」では介護職員の賃金を月1万円程度、保育士は同1万2千円程度引き上げるとしている。実現は好ましいが、給与の開きはなお大きく、実効性は不透明だ。財源の問題も残る。

もちろん人手不足は賃上げだけで解決しない。福祉施設には夜勤のある職場もあり、結婚や出産・育児を機に離職する人は多い。子育てをしながら働き続けられる職場の態勢づくりも急がれる。

福祉職は人に寄り添い、生活を支える仕事だ。その担い手が大切にされず人手不足が続くようでは、安心して子どもを育てることも老いることもかなわず、豊かな社会は築けない。

特集：当事者と非当事者 荻上チキ責任編集 α-Synodos vol.196

シノドスジャーナル 2016年5月16日

## 1. 小峰公子氏インタビュー 福島的美しさを歌いたい—福島に「半当事者」としてかかわって

福島県出身、音楽ユニット「ZABADAK」で活動されている小峰さんに、「半当事者」だから言えること・言いにくいこと、原発事故に関わるデマや偏見についてお話を伺いました。

### ◇放射線を消す石？

—小峰さんは物理学者の菊池誠さんと『いちから聞きたい放射能のほんとう』を出されるなど、放射線のリスクの発信に積極的に取り組んでいますね。ミュージシャンの方には原発反対のひが多いイメージがあります。

そうですね。あの、私も原発には反対なんです。知る限りまわりに推進派っていう人はいません。たしかに声高に反原発を叫ぶひとたちは目立ちますし、それはほぼイメージ通りとは思いますが、実は事態を冷静にとらえているひとたちもけっこういます。でもそういう人はあまり声をあげませんし、WEBにわざわざ書きこんだりもしないですね。すごく詳しく原発事故のしくみを説明してくれた方もいて、だれよりもわかりやすい！って感激したのを憶えています。

でも彼もそういったことはSNSに書いたりはしませんでした。極端な反対派の中には「実は（福島第一原発では）核爆発しているんだから」と言うような人もいます。昨年夏かな、ある打ち上げで、私が尊敬している大先輩が「福島の事故は、ほんとうはチェルノブイリよりもひどい」とおっしゃっていて……頭を抱えました。



—それは、ショックですね。

いわゆる陰謀論のひとつとで…「ほんとうは、核爆発しているのにみんな知らされていない」と言うんです。

「小峰さんも（実家が）福島で大変でしょう？」と。

—そういうときはどうされるんですか。

小峰氏

そのときはなにも言いませんでした。肯定も否定もせずに聞いてました。みなさんかなり飲んだあとみたいだったし、これは言ってもだめだな、と思って。あれから第一原発の視察に二度いったので「見てきたけど爆発してなかったですよ」って今なら言えるんですけどね。残念。でもそれもきっかけのひとつになって、シノドスの記事（「福島第一原発3号機は核爆発していたのか？—原発事故のデマや誤解を考える」菊池誠×小峰公子 <http://synodos.jp/science/15807>）を書きました。

とはいえ、はっきり指摘することもあります。福島の小高町（おだか）のコンサートに

一緒にいく予定だったメンバーが「実は福島第一原発では作業員が 800 人も亡くなっている」というデマを SNS でシェアしていたんです。

小高はご存知の通り、原発がらみで働いているひが多かった場所です。主催者側もデマをまく側の人間がかかわっているのは嫌でしょうから、これはさすがにまずいなあと思って、メッセージや電話のやりとりをして、これは事故後にすぐに広まったデマのひとつなのだと話をしました。その彼と私に共通のなじみ深い秋田県の U 町というところがあるんですけど、「小高は U 町より人口が少ない田舎だよ、そこで働くひが 800 人いなくなったら内緒にできると思う？」と言ってみたら、やっとりリアルにその規模がつかめたようでした。

「政府や東電が隠している」と聞くととたんに思考停止になってしまうのかもしれないね。知っている町と比べているうちに、それほど小さい町、親戚友人の誰かしら働いている大企業で、もしそんなことが起きたら隠せるはずがない、それはそうだよな、って想像が働いたみたいでした。……つづきは **α-Synodos vol.196** で！

## 2. 山本智子 知的障害がある当事者の「思い」を支えるために——「当事者性」に関与する「私たち」のあり方

知的障害がある人は本当に「自己決定」が難しいのか。彼らの当事者性に私たちはどう関わっているのか。「私たちが思う『当たり前』が、当事者の『意思』を見えなくしてしまう」と山本さんは指摘します。

### ◇素朴な問いとして

知的障害がある人は自分の生活や人生に関する「自己決定」や「意思」をもつことが難しいのでしょうか。そして、もし、彼らが自分の生活や人生に対して「自己決定」したり「意思」を主張したりすることが難しいと考えるのであれば、私たちは彼らにどう関わっていこうとするのでしょうか。

かつて、障がい者に対する支援は、「措置」、「指導」、「管理」が中心的な役割だと考えられていました。私は月に数回、スーパーヴァイズや調査でいくつかの障害者支援施設（知的）を訪れていますが、入所施設や生活介護事業所を長く利用している人々はいまだに職員のことを「先生」と呼んでいる場合があります、それを聞くたびに心が痛むことがあります。養護施設や学校からそのまま施設を利用している人も少なくないので、職員に対してつい「先生」と呼んでしまうこともあるのですが、やはり私はそこにある種の力関係が含まれているように感じて苦しくなるのです。

ひと昔前の施設では、知的障害がある人を自分の人生の主演であり「自己決定」や「意思」が尊重されるひとりの人として捉える視点はまだまだ少なかったように思います。なぜかというと、知的障害がある人を外側からみて、「認知的な機能障害や言語的なコミュニケーションに困難がある人に、果たして自分の意思があり、自分の人生の方向を決定したり主張したりすることが出来るのだろうか」と考えてしまっていたからかもしれません。そのため、知的障害がある人たちへの支援は、誰かが彼らの「代わり」となって彼らの人生を組み立てていくのが当たり前であり、支援する側の責任や役割であると考えられていたのだと思います。

近年になり障がい者の権利や支援に関して世の中の動きを変えるような法令や指針が次々とだされるようになり、障がいがある人が自分たちの意思によって自らの人生を決定する権利を有する存在として捉えられるようになりました。しかし、制度的な変遷はあったものの、そこで、支援する人々の意識や利用者の生活が大きく変わったのかといえば、実際はそうではありません。とくに知的障害者を支援する場においてはどのように彼らの「自己決定」や「意思」を尊重すればよいのかと戸惑っているのが現状なのです。……つづきは **α-Synodos vol.196** で！

## 3. 李洪章 「研究者の言葉」から「当事者の言葉」へ

研究者自身の当事者意識・ポジショナリティをめぐる葛藤。在日朝鮮人の調査研究を通して、「いかにも『当事者の言葉』であるように見せかけてきた」当事者研究のあり方を問

います。

#### ◇動機としての当事者意識

私は、現代を生きる在日朝鮮人が、民族や国家をめぐるいかなる経験をしているのかを、その語りに基づいて記述することを目指して研究をしています。その成果を、2016年3月に上梓した『在日朝鮮人という民族経験—一個人に立脚した共同性の再考へ』（生活書院）にまとめましたが、そこでは、在日朝鮮人と日本人の間に生まれていわゆる「ダブル」や、朝鮮籍在日朝鮮人、日本人との「国際結婚」などを事例として取り上げました。

私がこのような研究に取り組むようになったのは、やはり当事者意識によるものでした。在日朝鮮人社会に身を置きながら、コミュニティの必要性や重要性を強く感じながらも、閉鎖的な共同性がゆえに排除・周縁化される人々がいる状況に忸怩たる思いがあったからです。そこで私は、在日朝鮮人個人個人の経験を有機的に繋ぎうる、開かれた共同性のあり様を模索するようになりました。

しかし、私と配偶者はともに韓国籍を保有しており、また、非「ダブル」であることを自認しています。したがって、私が研究で取り上げてきた人々は、私とは異なる立場にあります。私は、このような立場にある自分が、在日朝鮮人社会の主流を構成し、血統主義的風潮のもとで「ダブル」や「国際結婚」した人々を、極端に言えば「民族の裏切り者」として排除・周縁化してきた側の、「正統」な在日朝鮮人であると自覚しています。インフォーマントと自分自身を「在日朝鮮人」や「当事者」として同じカテゴリーに括ってしまうことで、そうした在日朝鮮人社会内部に潜む暴力性を隠蔽してしまうことには、はじめから抵抗感がありました。

それゆえ、研究の動機は確かに当事者意識に起因したものではありませんでしたが、自身の研究を当事者研究として位置づけたことは、一度たりともありませんでした。しかし私は、調査を進めていくなかで、当事者意識に基づいた考えを被調査者にぶつけてしまうことで、「被調査者の経験を記述する」という調査の目的をかなえられない状況に自らを追い込むことになりました。……つづきはα-Synodos vol.196で！

#### 4. 熊谷智博 他人同士の争いに参加する非当事者の心理

自分は得しないのになぜ他人の争い事に参加するのか？「自分も被害者だ」という気持ちから他人の争いに加わる心理について、実験を通して解説していただきました。

「関係の無い奴は引っ込んでいろ」「他人の問題に口を出すな」。こういった発言は人々が争いごとの最中によく聞きます。争いごとの当事者達は、一般的に無関係の人＝非当事者からの介入を嫌います。それは非当事者による介入が紛争場面での力関係を変化させるので、それが自分に有利に働くなら良いのですが、反対に自分にとって不利に働くことを危惧し、それを予防する為だと考えられます。

一方、非当事者にとって他人の争いに介入することは非当事者自身も被害を受けるというリスクを生みます。また介入による争いの解決は、多くの場合は当事者にとっての利益（例えば問題解決）にはなっても、非当事者個人の利益にはなりにくいと考えられます。従って他人の争いに非当事者が参加することは一見非合理的な行動であると言えます。それにも拘わらず非当事者はなぜ他人の争いに介入するのでしょうか。本稿では集団成員性の観点から、非当事者が他人の争いに攻撃的に参加する点を検証した実験（熊谷, 2013）を紹介し、その心理過程を解説します。

#### ◇「ずるは許さない」or「自分の被害者だ」

被害を受けていないはずの非当事者が他人同士の争いへの参加する理由としては2つの動機が考えられます。1つは「制裁」であり、これは個人的被害とは無関係に、他人の行為に対する価値判断によってその者への否定的評価が形成され、それに対する怒りが非当事者に生じ、正義や公正の回復を動機づけられた結果（大淵, 2011）、他人の争い事に介入するというものです。

例えば詐欺によって他人の財産をだまし取った犯罪者に対して、「他人を騙してはいけない」という信念を持っている人は、違反者に対して怒りを覚えます。そしてその怒りから

違反者、つまり詐欺の犯人に対し罰を与えたいと考えます。もし犯人に対して罰が与えられた場合には、違反された自分の信念が正しいものとして見なされたと解釈出来るし、罰によって損なわれた信念の価値も回復出来たと考えるでしょう。その結果、非当事者は高い心理的満足を得ることができます。言い換えると「ずるは許さない」という気持ちから他人の争い事に参加しているわけです。

もう1つは、「報復」です。Batson et al. (2007) によれば、公正違反に対する人々の怒りには道徳的憤慨以外にも個人的怒りと共感的怒りがあります。このうち共感的怒りは、幸福を気にかけている相手が不公正な扱いを受けるのを知覚した際に生じると考えられています。個人的に好意を持っている人物に対して不公正な扱いをした者に対して人々は敵意を抱き、その敵意が加害者に対する非当事者の攻撃行動を動機づけることが考えられます。

例えば自分の恋人や家族といった身近で親密な関係にある人に対しては、多くの人は基本的にその人が幸せになることを望んでいるでしょう。しかしながらその親密な人が詐欺被害に遭うなど幸せが損なわれた状態にあると知ると、あたかも自分自身が傷つけられたように感じ、その犯人に対しては強い怒りとその仕返しが動機付けられると思います。…つづきはα-Synodos vol.196で！

**ぜんそくで入院の子が急増 昨年のエンテロウイルス流行時 共同通信 2016年5月16日**

かぜに似た症状を起こす「エンテロウイルス D68 感染症」が流行した 2015年9月に、ぜんそくで入院した子どもが他の月と比べて急増したことが、日本小児アレルギー学会の全国調査で16日分かった。このウイルスに感染すると呼吸器症状を起こす場合があることが知られているが、調査を担当した大分大医学部の松聖悟教授（小児科）は「健康な子どもでも重いぜんそく症状が出る可能性がある」と注意喚起する。ぜんそくとは別に、発熱に伴いまひを訴える子どもの症例と感染との関連も指摘され、同ウイルスの実態解明が急務となりそうだ。

**訪問介護、半数近くが「みとり」経験 増える精神的負担 朝日新聞 2016年5月15日**

訪問介護をしている介護職員の半数近くが利用者のみとりを経験し、そのうち7割が精神的な負担を感じていることがわかった。現在は8割程度が病院などの施設で亡くなるが、自宅など住み慣れた場所で必要な介護を受けられる地域包括ケアの推進で職員の負担は増しそうだ。訪問介護職の在宅でのみとりの状況に関する全国規模の調査は初めて。

調査は介護予防の啓発などに取り組む一般社団法人「セルフケア・ネットワーク」が昨年7～9月に実施。主に訪問介護を中心とした全国の介護職員584人にアンケートし、全員から回答を得た。

調査の結果、47%がみとりを経験したと回答。みとりをした後に「不安感」や「疲労感」「喪失感」を覚えた人は、「いつも」と「時々」を合わせていずれも7割程度だった。葬儀への参列など利用者が死亡した後の遺族に対するケアについて尋ねたところ、「大きなニーズがある」「ニーズはある」で計87%に上った。終末期に寄り添った介護職員を頼りにする遺族が増えているとみられる。

同法人の高本真左子代表理事は「介護職員が安心して終末期に対応できるように、医療との連携を促進して研修を充実させ、さらにはサービスを遺族へのケアといった分野にも広げていく必要があるのではないか」と語る。（水戸部六美）



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行